



平成21年5月27日

各 位

会 社 名 東急不動産株式会社
 代表者名 代表取締役社長 金指 潔
 (コード番号 8815 東証第1部)
 問合せ先 取締役執行役員総務部統括部長
 山口 洋次郎
 TEL (03) 5458- 0620

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月27日開催の取締役会において「定款一部変更について」を平成21年6月25日開催予定の第77回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 現状の当社事業に即した見直しを行うため、現行定款第2条(目的)を変更するものです。
- (2) 平成16年6月9日に交付された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券電子化」をいう。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものです。また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目 的)	(目 的)
第 2 条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 (現行どおり)
(1) 土地建物の管理、賃貸、売買、仲介、コンサルティング及び鑑定	(1)
(2) 住宅地等の造営	(2)
(3) 建築資材の製造、販売及び輸出入	(3)
(4) 遊園地、興行場及びゴルフ場等スポーツ施設の経営	(4)
(5) 索道事業の経営	(5)
(6) 建築並びに土木の設計監理及び請負	(6)
(7) 観光事業の経営	(7)
(8) ホテル、旅館及び飲食店等の経営	(8)
(9) 有線テレビジョン放送事業及び有線ラジオ放送事業	(9) (現行どおり)
(10) 電気通信事業及び情報提供・処理サービス業	(10)
(11) 不動産担保貸付及びその仲介	(11)
(12) 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分等の売買、仲介及び管理	(12)
(13) 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業	(13)
(14) 不動産特定共同事業法に基づく事業	(14)
(15) コンピューターのソフトウェアの開発及び販売	(15)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(16) 有料老人ホームの経営、介護保険法に基づく居宅介護サービス事業及び介護予防サービス事業</p> <p>(17) 食料品、衣料品、化粧品、日用雑貨品、家庭用電気製品、通信機器、家具、書籍、酒類、塩、医薬品、煙草、印紙、切手、燃料物の販売</p> <p>(18) 飲食物の加工販売 (新 設)</p> <p><u>(19) 前各号に附帯関連する一切の事業</u></p>	<p>(16) } (17) } (現行どおり) (18) } <u>(19) 警備業</u> <u>(20) 前各号に附帯関連する一切の事業</u></p>
<p>第3条～第5条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第5条 (現行どおり)</p>
<p>第 2 章 株 式 (発行可能株式総数)</p>	<p>第 2 章 株 式 (発行可能株式総数)</p>
<p>第6条 (条文省略)</p>	<p>第6条 (現行どおり)</p>
<p><u>(株券の発行)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第7条 本会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(自己の株式の取得)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p>
<p>第8条 (条文省略)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p>
<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p>	<p>(単元株式数)</p>
<p>第9条 本会社の単元株式数は、1,000株とする。</p>	<p>第8条 本会社の単元株式数は、1,000株とする。</p>
<p><u>2 本会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p>
<p>第10条 本会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>	<p>第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>
<p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>(単元未満株式の買増し)</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p>
<p>第11条 (条文省略)</p>	<p>第10条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p>
<p>第12条 本会社は、株主名簿管理人を置く。</p>	<p>第11条 本会社は、株主名簿管理人を置く。</p>
<p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。</p>	<p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。</p>
<p>第13条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第41条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第1条 本会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日

平成21年6月25日(木曜日)

定款変更の効力発生日

平成21年6月25日(木曜日)

以 上